

埼玉県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

埼玉県（以下「甲」という。）、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「丙」という。）は、埼玉県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき被災地に派遣する埼玉県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲、乙及び丙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

（チーム員の登録）

第2条 丙は、自らの団体に加入する会員のうちチームへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

2 乙は、前項の届出があった者のうち一定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙を通じて丙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 丙は、前項の依頼を受けた場合は、乙に対して速やかに派遣の可否を報告する。

3 乙は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、甲に報告する。

4 甲は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、乙を通じてチーム員及び丙に通知する。

5 甲は、前項の派遣計画に基づき、チームを避難所等に派遣する。

（待機依頼）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、乙を通じて丙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。

2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担等）

第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。

4 甲は、県外の被災地にチームを派遣する場合は、チーム員の宿泊場所を確保するものとする。

(情報の交換、研修及び訓練)

第6条 甲、乙及び丙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的実施する。

2 研修及び訓練の内容については、甲、乙及び丙で協議の上、決定する。

(秘密保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

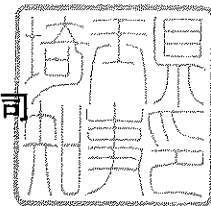
第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

平成29年9月19日

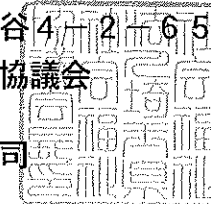
甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県

埼玉県知事 上田清司



乙 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会長 上田清司



丙 埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5
公益社団法人埼玉県社会福祉士会

会長 青木孝志

